

屋外広告物禁止地域（飯田市屋外広告物条例 第6条～第9条）

次に掲げる地域又は場所（屋外広告物特別規制地域を除く。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- 第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
- 道路（道路交通法第2条に規定する道路）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域（下欄参照）

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の区間	両側各 500 メートル以内
飯田市道山本 98 号線	飯田市道 2-31 観音沢線との交差点から飯田市道山本 184 号線との交差点まで	飯田市道山本 184 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 1-40 大明神横線	飯田市道山本 184 号線との交差点から飯田市道 1-36 請地線との交差点まで	飯田市道 1-36 請地線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道伊賀良 514 号線	飯田市道 1-36 請地線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 500 メートル以内及び右側 100 メートル以内
飯田市道 370 号線	飯田市道 1-27 大休妙琴線との交差点から飯田市道 278 号線との交差点まで	飯田市道 278 号線との交差点に向かって左側 100 メートル以内及び右側 500 メートル以内
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各 500 メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から飯田市と下伊那郡喬木村との境界までの区間	両側各 500 メートル以内

● 次に掲げる広告物等の表示・設置は適用除外

- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
- 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
・表示面積の合計が 10 m²以下のもので、当該地域について適用される飯田市景観計画に定められた屋外

広告物の表示、設置、改造に関する行為についての制限（景観育成基準）に適合するもの

- 祭典その他慣例上使用するもの
 - ・ 祭典その他年中行事等のためにするもの
- 一時的又は仮設的なもの
 - ・ 表示期間及び責任者の住所及び氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
- 営利を目的としないもの
 - (1) 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - (2) 会合その他催物に関するもの
 - (3) はり紙、はり札、立看板、広告旗及び広告幕類
 - (4) 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けたもの

○ 屋外広告物禁止地域に関する申請

- ・ 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するものについて、適用除外の許可を得ようとするとき

○ 次の基準に適合するときは、許可する。

項 目		基 準
表 示 の 方 法	表示面積	1面 0.5 m ² 以下かつ合計 1 m ² 以下（道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域にあっては、1面 2 m ² 以下かつ合計 4 m ² 以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあっては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下
	地上からの高さ	5 m以下
	色彩	地色の彩度 8 以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの (3) 当該地域に適用される景観育成基準に適合しないもの
個数		1 地点又は 1 施設について市の区域内に 2 個以内

○ 屋外広告物禁止地域における許可については、次の手続が必要。

- ・ 許可を受けた者は、許可の有効期間満了の 10 日前までに許可の更新の申請。
- ・ 許可を受けた者は、許可を受けた広告物等を廃止したとき、または許可を受けた者の氏名、名称、住所に変更があったときは、変更があった日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者を選任したときは、選任の日から 10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者は、管理者の解任、管理者の氏名、名称、住所に変更があったときは、10 日以内に届出。
- ・ 許可を受けた者から譲渡、相続等により地位を承継した者は、承継の日から 10 日以内に届出。